

第十六回国会
衆議院

文部委員会議録 第五号

昭和二十八年六月三十日（火曜日）

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事伊藤 郷一君 理事坂田 道太君

理事原田 憲君 理事田中 久雄君

理事辻原 弘市君 理事前田榮之助君

理事世耕 弘一君

尾関 義一君 岸田 正記君

竹尾 式君 山崎 猛君

山中 貞則君 今井 耕君

高津 正道君 野原 覺君

山崎 始男君 大西 正道君

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

運輸大臣 石井光次郎君

出席政府委員

文部政務次官 福井 勇君

文部事務官（初等中等教育局長） 田中 義男君

文部事務官（社会教育局長） 寺中 作雄君

運輸事務官（鉄道監督局長） 植田 純一君

委員外の出席者

文部事務官（大臣官房総務課長） 福田 繁君

日本国有鉄道副総裁 天坊 裕彦君

日本国有鉄道理事（宮内省） 津田 弘孝君

道庁局長（宮内省） 石井 易君

専門員 横田重左衛門君

六月二十六日

学校教育法等の一部を改正する法律

第一類第七号

文部委員会議録第五号 昭和二十八年六月三十日

案（内閣提出第一一一号）

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一二号）

同月二十九日

義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案（内閣提出第一二六号）

青年学級振興法案（内閣提出第一三〇号）

同月二十六日

産業教育振興に関する請願（坂田道太君紹介）（第一七六五号）

学校図書館法制定に関する請願（辻原弘市君紹介）（第一七六六号）

同外一件（西村力弥君紹介）（第一七六七号）

学校給食法制定に関する請願（坂田道太君紹介）（第一七六八号）

同月二十七日

学校図書館法制定に関する請願（林信雄君紹介）（第一八二二号）

同（廣瀬正雄君紹介）（第一八二三号）

沼辺小学校屋内体操場建築費国庫補助に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一八二四号）

同月二十九日

義務教育費国庫負担額確保に関する請願（菊川忠雄君紹介）（第一九五三号）

学校図書館法制定に関する請願（松山義雄君紹介）（第一九五四号）

福岡県に公立学校共済組合病院設置の請願（福岡昌子君紹介）（第一九六一号）

の審査を本委員会に付託された。

同月二十七日

文化財保護費の増額に関する陳情書（京都府会議長北村平三郎）（第四二三号）

定時制高等学校設備費全額国庫負担に関する陳情書（愛媛県議会議長井原岸高）（第四二四号）

産業教育補助費に関する陳情書（愛媛県議会議長井原岸高）（第四二五号）

義務教育費国庫負担に関する陳情書（東京都労働組合連合会執行委員長河野平次）（第四六五号）

学校敷地買収費国庫補助等に関する陳情書（名古屋市中区議会議長鈴木健）（第四六六号）

教育施設の急速整備に関する陳情書（富山県中学校校長山本允彦）（第四六七号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

青年学級振興法案（内閣提出第一三〇号）

文部行政に関する説明聴取

〇辻委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。昨日付託になりました青年学級振興法案を議事日程に追加し、議題とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

〇辻委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

それでは青年学級振興法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。福井文部政務次官。

青年学級振興法案

青年学級振興法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 青年学級の開設及び運営（第五条—第十七条）

第三章 国の補助（第十八条—第二十三条）

第四章 雑則（第二十四条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、勤労青年教育がわが国の産業の振興に寄与し、且つ、民主的で文化的な国家を建設するための基礎をなすものであることにかんがみ、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、青年学級の開設及び運営に必要なる事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国家及び社会の有為な形成者の育成に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「青年学級」とは、勤労に従事し、又は従事しようとする青年（以下「勤労青年」という。）に対し、実生活に必要なる職業又は家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教育を向上させることを

目的として、この法律の定めるところにより市（特別区を含む。以下同じ）町村が開設する事業をいう。

（青年学級の基本方針）

第三条 青年学級は、勤労青年の自主性を尊重し、且つ、勤労青年の生活の実態及び地方の実情に即応して、開設し、及び運営しなければならない。

（青年学級による教育を受ける機会の供与）

第四条 青年学級による教育を受けようとする勤労青年に対しては、できる限り、その機会が与えられなければならない。

第二章 青年学級の開設及び運営

（開設及び実施機関）

第五条 青年学級は、市町村が開設する。

2 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。この場合においては、その議会の作成及び提出については、は、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第六十一条の規定の適用があるものとする。

3 青年学級の実施機関（以下「実施機関」という。）は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学を除く。）とする。

（開設の申請）

第六条 同一市町村の区域内に住所

を有する十五人以上の勤労青年は、当該市町村の教育委員会に対し、青年学級の開設を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、左に掲げる事項を記載し、且、申請者全員が署名した申請書を提出しなければならない。

一 開設期日

二 開設場所

三 学習内容

四 学習時間数

五 申請者の氏名及び住所

六 代表者の氏名

3 前二項に定めるものは、青年学級の開設の申請に必要事項は、市町村の教育委員会規則で定める。

第七条 市町村の教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、その申請に係る青年学級の開設するか又は開設しないかを決定し、その旨を代表者に通知しなければならない。この場合において、青年学級の開設を決定するについては、あらかじめ、市町村長と連絡し、当該市町村の財政事情を考慮するものとする。

(開設の公示)
第八条 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定したときは、左の各号に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 名称
- 二 実施機関
- 三 開設期日
- 四 開設期間
- 五 開設場所

六 学習内容
七 学習時間数
八 学級生の募集に関する事項
九 その他必要な事項

2 第六条の規定による申請に係る青年学級については、前項各号に掲げるもののほか、代表者の氏名をも公示しなければならない。

(青年学級主事)

第九条 実施機関に青年学級主事を置く。

2 青年学級主事は、市町村の教育委員会の事務局又は市町村の教育委員会の所管に属する教育機関の職員のうちから、これを命ずる。

3 青年学級主事は、上司の命を受けて、青年学級に関する事務をつかさどり、学級生の指導に当る。

(青年学級講師、青年学級講師補佐)

第十条 実施機関に青年学級講師を置く。

2 実施機関に青年学級講師補佐を置くことができる。

3 青年学級講師は、学級生の教育をつかさどる。

4 青年学級講師補佐は、青年学級講師の職務を助ける。

(禁止行為)

第十一条 実施機関は、青年学級において、左の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一 もっぱら営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業を援助すること。

二 特定の政党その他の政治的団体の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持し若しくはこれに反

対すること。
三 特定の宗教を支持し、又はこれに反対すること。

(指導、助言)
第十二条 文部大臣及び都道府県の教育委員会は、青年学級の開設及び運営に関し、市町村の教育委員会に対し、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

(廃止)

第十三条 市町村の教育委員会は、学級生の著しい減少その他の事情により青年学級の継続を困難と認めた場合に限り、これを廃止することができる。

2 市町村の教育委員会は、青年学級を廃止したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告)

第十四条 市町村の教育委員会は、青年学級を開設し、若しくは廃止したとき、又は青年学級が開設期間の満了により終了したときは、その旨を都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

第十五条 都道府県の教育委員会は、文部大臣に対し、その求めに応じて、当該都道府県の区域内の市町村の開設する青年学級の開設、廃止又は終了に関し、報告しなければならない。

(禁止行為の停止命令等)

第十六条 実施機関が第十一条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の教育委員会は、当該実施機関に対し、当該行為の停止

又は禁止を命ずることができる。
2 前項の場合においては、都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会に対し、当該行為の停止又は禁止を命ずべき旨を勧告することができる。

(罰則)
第十七条 前条第一項の規定による命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

第三章 国の補助

(国庫補助)

第十八条 国は、左の各号に掲げる要件をそなえる青年学級を開設する市町村に対し、予算の範囲内で、その運営に要する経費の三分の一以内を補助する。

一 学級生が三十人以上であること。

二 開設期間が一年以上であること。

三 学習時間数が年間百時間以上であること。

四 学習が継続的に行われること。

五 次条各号の一に規定する資格を有する青年学級主事が担当すること。

六 第二十条第一項各号の一に規定する資格を有する青年学級講師三人以上が担当すること。但し、青年学級講師三人のうち一人は、同条第二項各号の一に規定する資格を有する青年学級講師補佐をもつて足りる。

第十九条 前条第五号の青年学級主事の資格は、左に掲げるものとする。
一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得したこと。
二 教育職員の普通免許状又は仮免許状を有すること。
三 社会教育主事、司書又は学芸員となる資格を有すること。
四 公民館、図書館又は博物館の長の職にあり、又はあつたこと。

五 教育委員会の事務局若しくは教育委員会の所管に属する教育機関の事務職員若しくは技術職員の職(教育委員会設置前のこれらの職に相当するものを含む)又は官公署における文部大臣の指定する職の一又は二以上にあつて、その年数が通算して三年以上であること。

六 教育委員会の委員、社会教育委員、公民館運営審議会の委員、図書館協議会の委員又は博物館協議会の委員の職にあつたこと。

七 次条第二項各号の一に規定する資格を得た後、第五号に掲げる職又は青年学級講師若しくは青年学級講師補佐の職の一又は二以上にあつて、その年数が通算して五年以上であること。

第二十條 第十八条第六号の青年学級講師の資格は、左に掲げるものとする。

一 前条各号の一に該当すること。

二 前条第六号に掲げる職にあること。

三 三年以上社会教育関係団体に

おける文部大臣の指定する職にあつたこと。

四 青年学級講師となるのに十分な学識経験を有する者である旨の都道府県の教育委員会の認定を受けたこと。

2 第十八条第六号の青年学級講師補佐の資格は、左に掲げるものとす。

一 高等学校を卒業したこと。
二 一年以上前条第五号に掲げる職にあつたこと。

三 第十八条各号に掲げる要件をそなえた青年学級において三百時間以上学習し、且つ、二十才以上であること。

(都道府県の補助についての報告)
第二十一条 都道府県が地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の規定により、青年学級の開設及び運営に要する経費を補助する場合においては、文部大臣は、政令で定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

(補助金の返還)
第二十二條 国は、国庫から補助金の交付を受けた市町村が左の各号の一に該当するに至つたときは、当該年度におけるその後の補助金の全部又は一部の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金の全部又は一部を返還させることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分は違反したとき。

二 補助金交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

2 当該国の補助に係る青年学級が第十八条各号に規定する要件を欠くに至つたとき、又は第十三条第一項の規定により廃止されたときにおいて、当該青年学級に係る補助金についても、また前項と同様とする。

(政令への委任)
第二十三条 この章に定めるものを除くほか、国が補助する場合の経費の範囲、補助金交付の手続その他国の補助に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則
第二十四条 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

2 文部大臣及び教育委員会は、前項の事業の開設及び運営に関し、その求めに応じて、指導又は助言を与えることができる。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)
2 この法律施行の際、現に市町村の行う事業で青年学級に類するものは、昭和二十九年三月三十一日までは、この法律により開設された青年学級とみなす。

3 市町村の教育委員会は、前項の青年学級に類し、この法律施行の日から二月以内に、第八条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項その他必要な事項を公示するとともに、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

(昭和二十八年年度における特例)
4 第十八条第二号及び第三号に規定する開設期間及び学習時間数は、昭和二十八年年度においては、これらの規定にかかわらず、政令の定めるところによる。

(青年学級主事の資格に関する特例)
5 第十九条の規定の適用については、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)若しくは旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校を卒業し若しくは修了した者又は文部省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者とみなす。

6 第二十条第二項の規定の適用については、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)、旧高等学校令若しくは旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)の規定による中等学校、高等学校専攻科若しくは青年学校本科を卒業し若しくは修了した者又は文部省令で定めるところによりこれらの者と

同等以上の学力があると認められる者は、高等学校を卒業した者とみなす。

(社会教育法の一部改正)
7 社会教育法の一部を次のように改正する。

第五条中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを順次一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 青年学級の開設及び運営に関すること。

第六条中「第三号」の下に「及び第五号」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 青年学級の奨励に関すること。

第二十二条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 青年学級を実施すること。
第四十条中「都道府県の教育委員会」を「市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

二 青年学級の奨励
第四十七條の二 学校(大学を除く。以下本条において同じ)の管理機関は、その管理に属する学校に対し、その教員組織及び学校の施設の状況に応じ、学校施設の利用による青年学級の実施を求めることができる。

(地方税法の一部改正)
8 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十八條第一項中「第二十一条の公民館、」の下に「青年学級振興法(昭和二十八年法律第一号)第二条の青年学級(以下「青年学級」という。)を開設する者、」を、「公民館が行う社会教育、」の下に「青年学級」を加える。

第二百四十四條の二 第一項中「の行事」を「又は青年学級の行事」に、「又は生徒」を「生徒又は学級生」に改める。

○福井府委員 今回政府から提出いたした青年学級振興法案について、御説明申し上げます。

終戦後学校教育制度が根本的に改革され、勤労青年に対する教育施設として、高等学校の定時制課程の設置、大学の夜間学部の設置並びに高等学校及び大学における通信教育制度の確立という一連の措置がとられました。しかし勤労青年にひとしく教育の機会を与えるためには、これらの措置だけでは、まだ十分ではありません。昭和二十二年ごろから、各地で青年学級が次々と開設されるようになり、昭和二十四

年には全国的な規模でこれが普及するようになったのであります。

勤労青年教育が重要であるということについては、何人も異論のないところであります。高等学校の定時制課程、通信教育その他の勤労青年のための制度があるにもかかわらず、現在なお多数の青年が教育を受ける機会に恵まれずに放置されている現状であります。

青年学級は、勤労青年に対し、實際生活に必要な職業または家事に関する知識、技能を修得させるとともに、一般教養の向上をはかることを目的とし、勤労青年の自主性と地方の実情に応じて開設される社会教育事業であります。現在その開設学級数は、約一万一千学級、受講生数、約百万人であり、しかしながら、今日、これらの青年学級の共通の悩みとするところは、指導者及び経費の不足でありまして、青年学級の助成及び振興のための措置を講ずることは、まさに刻下の急務であると考えられます。

右のような理由により、こゝに青年学級振興法案を提出する次第であります。

次にこの法律案の骨子について申し上げます。

第一に、この法律案は、社会教育法の精神に基づき、青年学級の開設及び運営に必要事項を定め、その健全な発達をはかることにより、わが国の産業の振興と国家及び社会の有為な形成者の育成に寄与することを目的としております。青年学級とは、勤労に従事し、または従事しようとする青年に対し、實際生活に必要な職業または家事に関する知識及び技能を修

得させるとともに一般教養の向上をはかることを目的とする事業であります。

第二に、青年学級は、市町村が開設するものであることを明らかにし、原則として市町村の設置する公民館または学校の事業として実施するものであることを規定しております。

第三に、青年学級は、その本質にかんがみ、勤労青年の自主性を尊重し、かつ、勤労青年の生活の実態及び地方の実情に即応して、開設し、及び運営しなければならぬことを明らかにし、この趣旨に基づいて市町村の区域内に住所を有する十五人以上の勤労青年は、当該市町村の教育委員会に対し、青年学級の開設の申請をすることができるよう定めております。

第四に、青年学級を実施する機関に、青年学級主事及び講師を置くものと、講師補佐を置くことができることを明らかにするとともに、青年学級主事、講師及び講師補佐の職務を規定いたしております。

第五は、青年学級に対する国庫補助であります。現在、青年学級は、いずれも経費の不足からくる運営上の困難に当面いたしておりますので、国は一定の要件を備える青年学級を開設する市町村に対し、その運営に要する経費の三分の一以内を補助することを定め、その振興をはかるうといたしております。

以上この法律案の提案理由とその内容の骨子について御説明いたしました。この青年学級振興法案が成立し、青年学級に法的根拠が与えられ、国庫補助の道が開かれますならば、わが国の勤労青年教育の振興に資する

ところは、はなはだ大きいものと存じます。

なにとぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○辻委員長 続いて補足説明を取扱いいたします。寺中政府委員。

○寺中政府委員 青年学級振興法案の提案理由につきまして、ただいま政務次官から説明がありましたが、私から多少これを補足いたしましたので、御説明申し上げたいと思ひます。

終戦後勤労青年層が、市町村当局と協力いたして自主的に共同学習組織をつくり、昭和二十二、三年ころから自然発生的に全国各地において開設されるようになったのが、現在一万一千学級を数える青年学級であります。これらの青年学級は、主として経費の不足等から非常に困難な運営に陥つて来ている現状にかんがみ、政府といひましたし、これに何らかの援助の手を差延べたいと考えたのが、青年学級振興法案を上程いたしました主たる理由でございます。そこで私からこの青年学級振興法案を立案するための裏づけとなつた考え方の主要点につきまして、以下少しく申し上げてみたいと思ひのであります。

第一に青年学級の存在理由、つまり現状に照して、青年学級がどうしても必要であり、またこれを育成発達させることがぜひとも必要であるという論拠は、どこにあるかという点であります。

現在、義務教育終了後二十五才までの青年の総数は、約千六百二十万人であります。そのうち高等学校及び大学に在学している学生生徒の数は、高等学校の定時制の課程のものを含めま

して、約二百八十万人でありまして、わずかにその一七％にすぎないのであります。またこのうち、特に勤労青年のための教育施設である高等学校の定時制課程及び通信教育について見ますと、前者の生徒数は約五十三万人、後者の受講生数は約三十三万人にすぎないのであります。従つて、青年総数の八三％すなわち約千三百四十万人のうち多くの者はほとんど教育を受ける機会に恵まれていないというのが、今日の実情であります。

そこで一部には定時制高等学校こそはかかる勤労青年教育のための教育施設であるから、その他に青年学級のごときものは必要ないのではないかと、うような考え方もありうるかと思ひますが、勤労青年の実態は、その生活的条件、あるいは経済的条件より見まして、定時制高等学校にも通学する余裕のない者が相当多数あると思ひのであります。大部分の農村青年にとりましては、農閑期を活用して教養あるいは勉学のためにさき得る余暇は、せい／＼年間百二十時間ないし百五十時間、多く見ても二百時間程度であり、この程度の余暇時間しか持たない勤労青年に、いかなる形で教養の機会を与えるかというのが、青年学級の問題であると思ひのであります。定時制高等学校におきましては、少くとも年間七百五十時間くらいの教育時間を必要としたしておりますので、とうていすべての青年に定時制高等学校への就学を期待することはできないのではなからうかと思ひのであります。もちろん定時制高等学校に就学し得る生活的条件、経済的条件を有する者には定時制高等学校への就学の機会を広く与える

必要があるものでありまして、定時制高等学校と青年学級は相並行して、その整備、充実をはかり、勤労青年の生活実態に即した、教養の機会を与えることが必要であると考えるのであります。よつて現に、法制的基礎を持たない青年学級に対しては、この際法制的基礎を与え、これに対して国庫補助の途を開くための根拠法規としたいと考えるのであります。

第二に青年学級を法制化するについては、つとめて、現在、現実に各地において開設されている青年学級の実態をくずさないよう、すなわち自然発生的に青年の自主性によつて、開設運営されつゝある現状のまま国庫補助の恩恵を受けられるようにしたいと考へてゐるのであります。従つて、この法案が成立することによつて、現在の青年学級が非常にきつ／＼つなわくにはまり、政府の統制を受けると云うようなことは全然ないのであります。むしろ青年学級の使命とする自主的運営を保障するために法制化が必要であると考えてゐるのであります。本法案の第三条に青年学級の基本方針といたしまして「青年学級は勤労青年の自主性を尊重し、かつ勤労青年の生活の実態及び地方の実状に応じて開設し、及び運営しなければならぬ」と規定いたしております。また青年学級の開設にこれを開闢してほらうという旨の申請を提出する途を開いてゐる点等は、一に青年学級の運営が青年の自主性によつて発展すべきことを保障せんがためであります。何ゆゑに青年の自主性を尊重する必要があるかと申しますと、青年層は、小、中学校生徒と違ひまして、相当

の年令に達し、ある程度の判断力を持つてゐるのでありますから、真に自分らの方からこういう計画で、こういう内容の教養を修めたいという願望に応じて、その願望にかなつたものを提供するという組織機構になつてゐるのでなければ、進んでそれに参加するの氣持を起さないものであります。一面、みづから積局的に希望を提出し、その希望によつて開設も運営もなされるということであらば、これに対して責任を持つて対処するという氣持を起すことになると思ふのであります。従つて、自分等で計画し、また開設申請した以上は進んで受講を継続することとなり、出席不良のためにせつかくの學級が廢絶同様にしようとなつてゐるのではないと思ふのであります。この青年學級におけるカリキュラム等も青年自身の参加した青年學級運営委員會等で決定することになるものであります。一定のカリキュラムの基準のごときものは別に要求せず、真に青年が明日の生活に必要であると思ふ知識を青年の望むままに与えることを使命としてゐるのであります。青年學級の課程を修了することによつて、別にクレジットのごときものは与えられないのであります。したが、ただ青年の生活に必要な教養をみづから求めて与えられたいということに、青年學級を受講する者の魅力が含まれてゐるようなものにしたといふ考へてゐるのであります。

第三に、青年學級振興法案の建前は、青年學級の自由な開設、自由な発展を予想してゐるのであります。市町村が開設する青年學級以外に会社、工場あるいは私人の開設するものも青年學級類似事業として認めております。また、

青年學級は必ず一定の資格を持つた講師でなければ、これを担当し得ないといふような建前をとるのではなく、その開設運営は、きわめて自由なもの考へてゐるのであります。ただ国庫より補助金を受けようとする青年學級は、市町村が開設するものであつて、通常の觀念からして、当然必要と認められる程度の健全な運営を行つてゐるものについて、国庫補助の途を開いていきたい、かように考へてゐる次第であります。

第四に右に述べたように青年學級の運営はきわめて自由であります。ただ教育の中立性というやうな齟齬点よりしたしまして、實利に走つたり、特定の政治活動に傾いたり、あるいは一宗一派の宗教的色彩を持つたりすることは厳に禁止するべきものと考へてゐるのであります。その意味で青年學級が非常に片寄つた運営に陥る場合にはこれを禁止すべきことを規定いたしまして、その中正健全な運営を保障してゐる次第であります。

第五に現在青年學級の運営に必要な経費は、市町村の公費によつてまかなわれてゐるのであります。これを法制化するについては國費助成の途を開いて市町村の負担を軽減することに主たるねらいを置くものであります。これを法制化することによつて市町村の財政に對し過重の負担をかけないやうに留意したのであります。

すなわち青年學級実施のために青年學級主事、青年學級講師、青年學級講師補佐の職員を置くことになり、また、本法は別に新しい人をそれらの職員に任命して、そのために職員の増

員を必要とするやうなことがないやうに、これらの青年學級主事は現在市町村教育委員會の事務局または市町村教育委員會の所管に属する教育機関の職員のうちから命ずることによつて、また講師、講師補佐についても法律施行に際し専任講師としての常勤職員を置かせるやうなことは考へておらないのであります。

従つてこの法案の成立によりまして、市町村財政が緩和されることがあり、また、加重されることはないものと考へてゐるのであります。

以上申し述べましたやうな点が、この法案を立案するにつきて、特に考慮した点でございます。

次に法案内容の骨子につきましては、政務次官より御説明申し上げましたので、私からは簡単に各章別にその主なる点を申し上げてみたいと思ひます。

第一章は總則といたしまして、青年學級の目的、定義、運営の基本方針等を述べておきまして、青年學級の運営には青年の自主性を尊重しなければならぬといふやうな点は、前述いたしました通りであります。

第二章は青年學級の開設及び運営の手續あるいは青年學級のために設置する職員等について規定いたしておりますが、開設手續において勤勞青年の側から開設申請をする道を開いてゐること、青年學級が特定の政党の利害に關する事業を行つたやうな場合には、これを禁止し、この禁止に應じないものを処罰すること、また青年學級の學級生が著しい減少を來したやうな場合には、教育委員會がこれを廢止することができると等が主なる規定であります。

第三章は國の補助に關する規定であります。補助を受けるに適當する青年學級の要件といたしましては、學級生三十人以上であること、開設期間が一年以上であること、學習時間数が年間百時間以上で、かつ、その學習が繼續して行われること、担当する青年學級主事が大學卒業生、教員免許状所有者、社會教育主事、その他各種の委員を勤めたこと等の資格を持つたものであること、おおよそ同様の資格を持つた青年學級講師が三人以上担当してゐること等が規定されております。なお青年學級講師補佐に關するものが規定されておりますが、國庫補助の要件を備へた青年學級で、三百時間以上學習した者、つまり青年學級の卒業生に青年學級講師補佐という一種の資格類似のものを認めまして、その講師補佐を五年以上勤めた場合には、青年學級講師あるいは青年學校主事になる資格を与えられることによつておきまして、これによりまして多少とも青年學級において勉學する者に対する魅力を与へんとするものであります。

第四章雜則では、私人その他のものが青年學級類似事業を開設できる旨を規定し、かつ、文部大臣及び教育委員會は、その求めに応じて指導または助言を与えることができるやうにいたしましたのであります。

附則において、この法律は、公布の日から施行するものであることを明らかにし、この法律施行の際、現に市町村において、青年學級に類する事業を開設している場合は、昭和二十八年年度中はそのまま特にこの法律に規定する開設手續等をとらないでも、ただちに

この法律により開設された青年學級とみなし、第十八条の要件にかなつたものについて國庫補助がなされるやうに措置いたしております。この場合において一定の事項の公示並びに都道府県教育委員會に對する報告を必要とするのであります。

以上をもつて政務次官説明の補足説明といたします。

○辻委員長 次に文部行政に關する件を議題といたします。前會に引続き、文部大臣に對する質疑を通告順に行ひます。高津正道君。

○高津委員 私は、前回六月二十六日に開かれた衆議院文部委員會において、大連文部大臣が教育勸誘に關する世耕弘一委員の質問に對して行われた答弁の内容は、實に重大な問題を含んでゐると思ふのであります。そこに現れた思想は、現在の憲法以前のものであるのみならず、憲法に背反してゐるものである。それはまた教育基本法とまつたく相反するものである。もちろん戦後今日まで、歴代の日本政府並びに文部省のとり來たつたところの教育の基本方針と教育行政とを、根本からくつがえすところの内容を含んでゐるものである。ここにこれをいづれの議事よりも先んじて緊急質問として発言する次第であります。

かくのごとく、事ははなはだ重要でありますので、私は今日の速記録の写しを取り寄せて參つております。まず初めに世耕委員の質問と大臣の答弁とを読み上げることにより、論議の所在を動かさないやうにし、明らかにしておいて、質問を進めようと思ひます。

世耕弘一君の質問「それからもう一

つは、教育勅語の問題です。勅語という言葉はどうかと思うけれども、教育訓話くらいは文部大臣出していいだろうと思う。「朕惟フニ」の「朕」はいらないかも知れぬが、「惟フニ」という言葉で表わしたらい。私は教育勅語の内容を検討して、現在の民主政治に反するようなことは一点もないと思う。ただ用語上に適当じゃないところがあれば、それだけ訂正すればいい。こういう点についてもつと大臣率直に大臣の御批判なり御所見が伺えれば、われわれ非常に心強いと思いが、いかがでありますか。」文部大臣の答弁「教育勅語の問題であります。仰せの通り、一言つて、ちつともこれを拒んでおらぬですよ。」「仰せの通り、教育勅語は、わが国の民族伝統の道徳を勅語の形式をもつて仰せられた。また勅語のうちにもこのことがうたつてあるのであります。私が先ほども申しましたように、民族の道徳、国民の道徳というものは、そう無から有が生れるように一旦一夕にしてできるものではないと思う。どうしても民族の伝統の道徳、伝統の道徳というものが基礎になつて、それが新しい時代に適應されるようになって行くところに、新しい道徳がある、こう考えているのであります。従つて教育勅語の内容をなしてあります徳目の中につきましては、これはわが民族として最も大切にその徳目を保存して、これを履行して行かなきゃならぬのだと思つております。」

それでは第一にお尋ねいたしますが、あの御答弁は、世耕委員の古き一思想、しかしなかなかの雄弁につり込まれて、思わず知らずふらふらとしやべられたものとは私には考えられませんが。当日の委員会では、大臣が文部大臣の最初の施政方針演説として、緊張して四大政策を発表され、その一つに道徳の高揚というものがあつたところから、道徳の内容いかん、道徳の徳目いかんという質問が現われ、世耕君の「教育勅語の内容を検討して現代の民主政治に反するようなことは一点もない」という驚くべき発言があつたのに対して、大臣は少しもそれに反対せず、それを肯定されたのであります。教育の基本方針の一つは道徳の高揚である、特に言われる以上、それは大臣にとつてはきつめて重要な政策であるに違ひありません。そうであるならば、あの答弁こそは、大臣の信念であり、持論であると思ひが、いかん。それは大臣の信念、持論であるかどうかという点を明日に御答弁願ひます。つられて言つたのじゃない、自分の信念であるかどうか。

質問の第二点、御承知のように文部省は、昭和二十一年三月三日、文部省令をもつて、国民学校令施行規則及び青年学校規程等の一部を停止して、修身が教育勅語の趣旨に基いて行われるべきことを定めた部分を無効といたしました。次いで同二十一年十月九日、文部省令において、国民学校施行規則の一部改正を行つて、式日の行事の中から教育勅語誦読に関する規定を削除いたしました。ちなみにこの行政措置のことを、これによつて教育勅語は教育の指導原理としての特殊の効力を失効させたものである、というのが政府解釈でありまして、従来それで来ておるのであります。

昭和三十二年六月十九日、前々年の日本国憲法の公布、教育基本法の制定に続く立法措置といつたしまして、衆参両院において、日を同じくして、各派共同提案にかかる教育勅語等排除に関する決議が採択可決された際に、政府を代表して時の文部大臣森戸辰男君は、「文部省より配付してあります各学校の教育勅語の謄本は、全部すみやかにこれを文部省に回収いたし、他の詔勅等も決議の趣旨に沿つて、しかるべく措置せしめる所存であります」と、強い決議に恐縮し、「本決議の精神の實現に万全を期したいと存じておる次第でございます」と、その演説を結んでおられます。その森戸文相の演説にはこういう断言があります。

「さらに思想的に見まして、教育勅語は明治憲法を思想的背景といたしておるものでありますから、その基調において新憲法の精神に合致しがたいものであることは明らかであります。教育勅語は明治憲法と運命をともにすべきものであります。」こういう速記録があります。

そこで文部省は、昭和二十三年六月二十五日に次官通牒を出しまして、発秘第七号で地方長官並びに学校長に対して、その回収を命じておるのであります。文部省及び文部大臣のこれらの措置及び態度はもろもろ正しいと思ひ、しかるにこの毅然たる措置及び態度と相反するものこそ、教育勅語の内容はいい、徳目はよいと言われる大連文相の前会の御発言であります。何事も口を開けば伝統々々と言われる大臣が、ふしぎにも、ここでは終戦後の文部省のやり方や方針や、その理解と、明らかに対立していられるのであります。吉田内閣も第五次ともなれば、大

臣がかわれば、もう文部行政が百八十度回転するものかと言つてのけるにしましては、問題はあまりに重大じやないでしょうか。過去のそれと新大臣のそれと相違なしと言ひ張られるかどうか。終戦後の歴代の日本政府及び文部省の教育の基本方針に反しているのが、大連文相の前会の発言であると私は確信しているものであります。まるで新しう就任して、まるでかわつたことを言い出して来た大臣がここに現われ。これは驚き入つたことである。こういう心境からお尋ねをしておるものであります。それでよいかどうか。

第三にお尋ねいたします。文部大臣の演説は、教育基本法に反する内容のものであつた教育基本法と背反する。その理由は、教育勅語は基本的人権を認めるでもなく、民主主義を認めるでもなく、主権在民を認めるでもなく、体育の価値を認めるでもなく、人類の悲願であるところの平和をうたうでもなく、忠孝両全でさえもなく、忠義第一主義で貫かれております。教育勅語は三段にわかれておりますが、その第一段は「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と筆を起し、第一段の結びは「此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」という句で結ばれていることでも御想像がつかましよう。

詩に起承転結という法則がございいます。詩吟するときその転の部分を一きわ声を張り上げるようになっております。教育勅語にも芸術性がございまして、君に忠に親に孝にと、まことに朗吟に適し、あの人民を行動にかり立てる歴史的な文句、すなわち「常ニ國體ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天驕無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」これは第二段の徳目の重要な一つであります。第二段の一部であります。戦争が始まつたら皇運扶翼のため、それ義勇公に奉ぜよ。教育勅語をもしあるいは瞋目し、あるいは刮目して、虚心坦懐に読む人があるならば、こころが教育の淵源、文書の中の眼目であることが会得されるに違ひありません。さればこそ、これでもかこれでもかと続けられたあの戦争が、八月十五日を迎えたとき、その日を境として、国民は頭の切りかえを行い——いわゆる精神革命であります。

日本の民主化を志す国会は、教育勅語にかかわるべきものとして教育基本法を可決いたしました。私は当時その法案の審議に参加いたしてもおり、教育基本法は教育勅語に置きかえられたものであると理解しておるし、もちろんそれは事実であります。しかるに大連文相は、道徳や教育の基本方針を語るにあつて、これを持ち出すことをせず——あのとき持ち出さねばならなかつたのですよ、持ち出すことをせず、教育勅語の内容はよいと申されま

ありましよう。さきの一旦緩急のとき
の心得もすべて皇運扶翼のためでござ
います。これに反し憲法は徹底した
平和主義であります。教育勅語は自由
平等なく、基本的人権なく、これに反
して憲法は、基本的人権を三本の柱の
一本にきめておるのであります。大臣、
このくらい憲法と食い違ふ教育勅語を
あなたのようにほめちぎることは、憲
法に反する、私はこう信じて、こう申
すのであります。憲法第九十八条が九
条には、この憲法を尊重し擁護すべき
義務を負う者の中に、特に国務大臣を
特別に抜き出してゐるものであるであ
ります。あの二十五日の発言は憲法と
相反すると私は断定いたしますが、御
所見いかん。私の主張が誤つてゐるな
らば、あわせてそれをも御指摘いただ
きましよう。

そこで最後にこういうことをお尋ね
いたします。すなわち憲法一つと違つ
ていても、教育基本法一つと違つてい
ても、過去の文部行政を踏襲する腹で
いて、反対にそれとまつこうから対立
しているというその一事でも、どの角
度から考えても、あの演説は誤謬であ
つたことになるのであります。これは
私の考えですから、道義の高揚を政策
となさうとするお立場の大臣は、男
らしくこの誤謬を認めて、これをお取
消しになつてはいかがですか。誤つて
改むるにはばかることなれ、これは
美德であり、すなわち日本の道徳の徳目
の一つとなるやに思われます。文部大
臣はこの際この道徳をみずから実行し
て範を示される御意思ありやいなや。

願ひする次第であります。
○大連国務大臣 三点にわけて御質問
になりましたが、関連しておりますか
ら一括してお答え申し上げたいと思ひ
ます。

お話の通り教育勅語が以前はわが国
の学校教育の道徳教育の中核をなして
おつた。この地位は新憲法の実施、新
時代が来たに伴ひましてその地位を失
墜した、これは明瞭な事実であります。
私は、教育勅語がいわゆるその形式に
おいて天くたり式な形をとつておる。
これが新しい憲法、ことに主権在民と
いう考え方から言つて、その形式にお
いて矛盾があると申しますか、相いれ
ない点があるので、その意味において
学校の道徳教育の中心である地位が失
われた、かように解釈しております。
ただ先日申し上げましたように、教育
勅語は、勅語の形式、つまり天くたり
式形式はとつておるけれども、その内
容におきましては、わが民族の伝統の
道徳精神を盛り込んであるものと思つ
ておるのであります。従つて教育勅語
に盛られておるその道徳的精神とい
うものは、これが教育勅語という形
のものがかりになつても、その中味
までが全部捨て去らるべきものではな
い、これは私は確信しておるのであり
ます。そこでただ前会答弁の際にも申
し上げました個々の徳目につきまして
は、その時代々々、社会の変遷に伴つ
て、新しい時代に適應するように、国
民の道徳的な良識によつて自然に取捨
選択せられるものと思ふのでありま
す。今日わが国は平和国家として、文
化国家として、また民主国家として再
出発をいたしておるのであります。ま
た主権在民と申しますか、そういう政

治形態において、以前とかわつた形に
おいて出発しておるのであります。か
ら、その社会生活において必要とする
道徳が生れなければならぬ。それは徳
目として以前と比べて取捨選択せられ
るべき部分があるということでありま
す。これはその道徳の精神がただちに
やめられる、こういうものではないと
私は思つておるのであります。前会私
の申し上げた意味は、言葉が不十分
でありましたために、形式的にそのま
ま私が一々の徳目までも是認したとい
ふふうにお受取りになつたかもしれま
せんが、私の申し上げた意味はさよう
な意味であります。たとえて申しま
すと、今日時代劇などを見る、主人のた
めには子供を身代りにする、こういう
ことは封建時代においては非常なりつ
ばな道徳的なものとして讃美せられ
た。しかし今日だれもさようなことを
是認する者はありません。それは徳目
が国民の良識によつて、また社会の変
遷によつて取捨選択せられた結果と思
うのであります。しかしながら恩義に
報ゆる気持であるとか、困難にあたつ
て助け合う気持とか、その底に流れる
精神に至つては、時代の移りかわり
はありますが、それは形をかえて出て
来ることであつて、それは根本的にゆ
るぎない。教育勅語にうたつてあると
ころのわが国伝統の道徳というものは、
根から末から全部いけなないのだと
いうようなことは毛頭考えておりませ
ん。従つて私は、私の発言が憲法の規定
に違反するとか、さようなことは絶対
にないものと考えております。

○高津委員 今大臣は、五つ項目をわ
けて質問したのに対して、実に簡単な
答弁で、私はそれをきわめて遺憾とす
るものであります。それでは質問を
続けましよう。
教育勅語は従来道徳教育の中核であ
つた、しかし主権在民と形式的に違ふ
だけで、その精神というものはいつば
なもので、徳目は時代々々によつて新
しい時代に適應するように取捨選択さ
るべきものである、精神はいつばだ、
こう言われるのであります。大臣の
答弁はあの連記に明らかになつて、内
容を全部承認しておられるのであり
ます。徳目の中には取捨選択せらるべき
ものがあるなんというところは全然言
わないで、教育勅語の内容をなしてお
ります。徳目の中にいつましても、これ
はわが民族として最も大切にこの徳目を
保存してこれを履行して行かなければ
ならないのだと思つておられますと言
つて、取捨選択は時代とともにやるもの
だといふような一番大事な部分は全然
申しておられないのであります。そう
して新しい時代には合せて行かねばな
らぬといふことはあつたが、教育勅語
のその眼目の中の眼目の部分は、ああ
いふのはいかぬといふことくらいはさ
ないならば、私は人を誤るものである
と思ふし、今の答弁の言葉を聞いてお
れば一々の徳目までは是認したようにお
聞きとりになつたかもしれないが、私
の考えはそうではなかつた。――あな
たの発言が間違つておるので、今の連
記を読めばだれだつて――それは発言
者の発言の内容が問題で、私が聞き間
違つたのではないことは明白です。聞
く者の罪にして、自分はそういう意味
ではなかつた、そういうようなことを
言うて逃げようとするのは非常にいか
ぬと思ふ。
それから憲法の規定に反しないとい

うそういう答弁だけあつて、教育基本
法に反するかどうかという質問に対
しては答へがない、それをまず聞きま
しよう。

○大連国務大臣 私は先ほど高津さん
が私が言つたことを聞き違へられたと
言つたんじやありません。私の申し上げ
た言葉が不十分なために、あるいは
そういうふうにお聞きとりになつたか
もしれぬ、しかし私の申し上げた意味
はこういう意味でありましたと、こう
いうふうに申し上げたのであります。
先般のお答を申し上げたときも、私
は民族の道徳というものが無から有を
生ずるうちに、一朝一夕一旦にしてで
き上るものではない、必ずや伝統の道
徳、われわれの民族の長い間の踏み来
つた道徳というものが基礎になつて、
それが新しい時代に適應される形をと
つて、新しい道徳が生れるものと思ふ、
こういうことを申し上げましたのは、
先ほどやや具体的に申し上げましたと
同じつもりで申し上げたのであります。
その点あらためてさうに御了解をい
ただきたいとお願ひします。

なお憲法に違反するものではないと
いうことを申し上げましたが、従つて
もちろん教育基本法に違反するものと
は考えておりません。

○高津委員 文部省の従来の教育勅語
に対する政策とか、従来の文部省の大
臣やいろいろの文部省の扱いというも
のとはまるで違つてゐると思ふが、そ
れに対してはちつとも違つておらぬと
考えておられるのかどうか、あらため
て連記に残しておきたい。

以上大臣の信念なりやいなやから
始まり取消し勧告に及ぶ五つの点につ
いて、明瞭にして責任ある御答弁をお
た主権在民と申しますか、そういう政

た主権在民と申しますか、そういう政

た主権在民と申しますか、そういう政

た主権在民と申しますか、そういう政

た主権在民と申しますか、そういう政

こまかいことにつきましては、従来どういうふうになっておりますか、実は詳しくは存じません。しかしながら教育勅語の脈という字だけとつて、あとそのままた訓話の形にして出すとか、そういう民族の道徳というものを、私は天くんだり式な形をとるべきものでなく、その意味において、教育勅語というものは今日学校における道徳教育の中心であつた地位を形式的に失墜し、また失墜させられたと思うのです。

この点におきましては、文部省は従来そういう処置をとつた。これを私が今ひつくり返して、また昔にもどそうというふうなことは毛頭考へておらぬのでありまして、大筋のところでは文部省の従来の措置と相反する措置をとるつもりもありませんし、またさうにしておるとは思つておりません。ごくこまかい扱い方についてどういふふうになりまするか、その点は私は従来のことを存じませんが、何とも申し上げられませんが、気持はさうに御了承願ひます。

○高津委員 訓話を出すか出さぬかは今申し上げられぬというのが前会の答弁だつたのですが、そうすると教育訓話のようなものは出さないという発言だと理解していいですか、今の発言は……。

○大達國務大臣 十分検討した上でなければ申し上げられませんが、その意味において前会さうに申し上げました。ただ私は、國民の道徳はかくあるべしということ、中央から頭から天くだりの形において訓話——訓話とはたして天くだりになるかどうかそれは知りません。天くだりになるかどうかそれは書き方によりましよう。しかし

少くとも天くだりの形で徳目を國民に押しつける形式はとりたくないと思つております。

○高津委員 前の天野文相の國民道徳実践要綱、そういうふうなものは自分が大臣中には出さないという意味であるが私は理解したのでありますが、それは私は非常に賛成です。だが文部大臣のセシスあるいはイデオロギーは、現在のPTAあるいは全国五十万の教職員諸君、あるいは文部省の多くの役人諸君、それら教育行政に關係しておる人々のセシス及びイデオロギーとは、おおよそ大きなずれがあると思ひますが、これで何箇月か何年かやつぱりやつて行けるものだとお考えになつておるのでしょうか。

○大達國務大臣 ずれがあるかないかは高津さんの御観測にまかせる以外にありません。これは私から何とも申し上げることはできません。ただ私の返事で御不明の点があつたようでありまして、その点を申し上げますが、私は教育訓話というものを出さないというところをここで申し上げたのはありません。これは訓話の書き方もありまして、少くとも天くだり式に徳目を國民に押しつける形はしない、こういうことを申し上げただけであつて、訓話というものは表題だけで、中味はまたないので、出さないとはいふことを今はつきり申し上げたわけではございませんから、その点誤解のないように願ひます。

○高津委員 文部大臣はおそらくいふような思想を持っておられるお方でありまして、日教組の思想だとか、活動というものは許すべからざるものと考へておられるらしい。そこで宥和政策で臨む態度は全然なくて、就任以來強硬方針で臨まれておるのであります。第一の例は、日教組幹部に対する面会拒絶事件がその思想から出て来ておる。第二の例は、けさの読売新聞における大臣の談話でありまして、首相からの積極的な発言としては文教の懇話会のことが出た程度で、私からは日教組の問題を報告した。個人の意見だが、今回の日教組の行動といい、山口県下で行われた左翼教育といい、日教組が児童に思想教育をやつてゐることは事実だ。この点教育行政にとつて重大問題であるので、抜本的対策をこれから考へたい。但しその解決はただ制度をかえるだけではできないことだが、児童教育に影響を及ぼす点は許せない。こういう談話が載つて、きわめて戦闘的なものが現れております。第三の例は、去る二十九日の際、教職員組合に対して、警察が来て、出て行つた諸君もあるが、最後まで残つた数人はいわゆるアクチーブである、——これは世耕君の指摘であります。このような者は、世耕君曰く、自分ならただちに断固処分する、大臣の所見いかんと問うたのに対して、大臣は、その処置を今考慮しておる、処置すべきでないかを考慮すべきだといふのは、なくて、処置を考慮しておる、そういうふうに私は承つたのであります。大臣はさらに進んで、アクチーブのみならず、一般のこういう傾向に対しては、処置を考へておるという御発言があつたと記憶いたしますが、これは吉田政府のいわゆる資本攻勢を文部行政の面においても完全に代表しておるものでありまして、われ／＼はこれを黙つ

て見のがすことは許されないと思ふのであります。資本家の団体は日経連あり、経団連あり、経済同友会であり、また日教組の言うことではあれば何でもかんでもけんかするといふことも考へておりません。公正な態度でもつてこれに接して行きたいと思つております。ただ先日の例をもつて、すぐ文部大臣が日教組に対する強硬政策をとつておる、一貫した強硬政策であるとお考えになれば、それは今申し上げたように、私は公正なる態度をとつて行きたい。日教組の行き過ぎがあれば、これに対しては強硬ならざるを得ないということとは、あたりまえのことです。

それから読売新聞の記事、これは実は私まだ読んでおらぬのであります。が、議会の速記録とは違ひますから、その一々の言葉、言ひ表わし方に責任を持つわけに行きません。しかしながら読売新聞の記事諸君と會つて、とにかくわが國の教育、ことに義務教育は、もし何らかの政治的影響を受けるやうなことがあつては、これはたいへんなことである。いわゆる教育の中立性が脅やかされるというやうな事実がもしあれば、これは看過すべからざる事態であると思ふ。十五年、二十年先になつて、もしそういう風潮が瀾漫するといふことになれば、これはたいへんなことだ、こういうことは言ひました。それから、現にそういうことは全然あるかないか、これは私はつまびらかに知りません。しかしながら先日の山口県における、いわゆる教材として採用された小学生日記であるとか中学生日記、これは明らかに政治的意図を持つ

宥和政策とか強硬政策とか、そういう線をきめてこれに対するつもりはあります。公正な態度をもつてこれに臨み、何でもかんでも日教組に宥和するといふ考え方は持つておりません。また日教組の言うことではあれば何でもかんでもけんかするといふことも考へておりません。公正な態度でもつてこれに接して行きたいと思つております。

○辻委員長 お静かに願ひます——御静謐に願ひます——御静謐に願ひます。大臣の答弁が有ります。

○大達國務大臣 日教組に対して宥和政策をとるのか、強硬な態度をとるのか、どうするかという意味に何つたのであります。私は日教組に対して

て教育に及ぼそうとしたものであると断定していい私は思っております。従つてかようなことは絶無とは言えない。これに対しては今後できるだけさようなことのないようにあらゆる努力を払い、こういうことは言ひました。

○高津委員 私に委員会ですつと一人で発言することは、まことに相済みませんので、これで発言を終わりますけれども、速記録に載つておるこの言葉がそのまま生きて通用するということになれば、日本の民主化というものを文部大臣がばんでおるものと理解することになるのであります。(ノー)「あの言葉を取消さないで済む、取消さないと言ひ張られるのであれば、私は私の党とまだ相談をいたしておりませんけれども、そういう問題は実に重大であつて、取消さないでこれが通用するものかどうか、あなたがこういう発言をしてつと胸を張つて世の中を歩いて行けるものかどうか、私の意見はきまつておりますが、党へ帰つて相談をいたしまして、あらためて質問をする権利を保留しておきたいと思ひます。

○野原委員 関連質問。
○辻委員 関連質問をお許しにいたさぬわけではありせんけれども、質問の通告が相当でございますし、あなたの番はじきにまたまわりますから、その節にお願いをいたします。前田榮之助君。

○前田(榮)委員 私は、大臣の先日の教育方針についてのお説に、二、三御質問申し上げたいのでありますが、私の同僚から、私のおらないときにいる質問があつたようでありますか

ら、もしそれと重複する点がございしたら、その点は省いてもらつてもさしつかへございせん。そのつもりで御答弁願ひたいと思ひます。

まず第一に六・三制の問題であります。これは自由党の一部の方の中に、六・三制というものは日本の制度に現実に合わない制度であるから、やめたいという話があることを私は聞いておるのであります。たとえば、もしあなたが中にお疑ひがございますなら、先の大蔵大臣が、六・三制は反対であることと個人的に發表されてゐる事実があるものであります。従つて大蔵大臣は、あくまでも六・三制を堅持して、この發達ののために日本の文部行政を進めて行こうという信念をお持ちであるかどうか、まず第一にこの点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○大連國務大臣 六・三制、言葉をかえて申しますと、義務教育の年限を従来より三箇年延長した、これが六・三制の骨格であると思ひます。その制度に関する限り、私はこれを堅持して行きたいというところは、先日申し上げたのであります。ただ私も当時の事情はつまびらかにわかりませんが、戦後非常に窮乏の際、ことに社会的混乱の中において、義務教育の三箇年延長というところは、これは第一教員の養成、設備の充実等あらゆる準備をまつて行われれば非常につづこうであります。が、申し上げるうちに、戦後の窮乏混乱の中に、制度の方が先に出發してしまつて、実質がそれについて行かないといふところに、六・三制に対するいろいろな論議が行われておると思うのであります。今日制度が発足して数

箇年を経過いたしましたして、政府も国民も非常に協力して、六・三制度の、教員の構成についても、施設の充実についても努力していることは申し上げるまでもないのであります。これはやはりこのまま育てて行くべきものであつて、かように考えております。

○前田(榮)委員 次に御尋ね申し上げたいのは、先日お話になりました中の教育の内容刷新に、道義高揚を強く主張されておるのでありますが、道義高揚については、今高津君からいろいろの論議になりましたし、先般も世耕君からおもしろいお話が出たのであります。今高津君の質問に対する答弁の中で、もつと明らかにいたしておきたいことは、勸語の問題であります。その勸語の問題の中に、個々の徳目については時代の推移に即応することはあるが、大體として教育勸語の、つまり日本民族の伝統によつてつくられた徳目というものは尊重しなければならぬ、この点で教育勸語を、いわば推奨されておるのであります。私は今のお話を聞いておりますと、教育勸語の根幹をなすものは何であるかということに、非常に説明不足の点があるように思ふのであります。今大臣は、たとえば教育勸語の中の、兄弟相和しとか、あるいは勤儉でなければならぬとか、こういうところは非常にいいことだ、だから教育勸語はいいのだというふうに言われるのであります。そんなことは伝統でも何でもないのであります。そういうことは日本民族だけのいいことではなしに、アメリカにおいてもイギリスにおいてもいいことであります。この教育勸語の伝統は、いわゆる皇室中心主義の、国家主義のつとつ

たところの軍國主義が織り込まれたところ、いわゆる義勇公に奉じて一旦緊急あるときにはどうするかというところに根幹がある。この根幹をどうするか。この教育勸語がいいとか悪いとか言うのは、この根幹なんだ。しかもあなた

は伝統々々とおつしやるけれども、そういう伝統は大東亞戦争までの伝統である。大東亞戦争後の八年間の伝統をあなたは無視されている。つまり大東亞戦争までの軍國主義の日本の伝統から、日本があの戦争に追い込まれた。しかし日本民族の歴史をこゝで八年間つくつてゐる。この八年間の伝統をあなたはどうか考えるか。これは民主主義であり、いわゆる天皇中心の政治ではない。あなたは伝統々々と言われるけれども、この伝統こそあなたは無視されていることになりはせぬのか。あなたが教育勸語のいいところはいいのだ、悪いところは捨てるのだ、こういうことならば、私はまたうなずくところがあるのですが、その教育勸語のほんとうの真髄はどこであるかという、そのどこをあなたが推奨されるかの問題なんだ。この真髄について、今の時代に、この戦争によつて日本民族の伝統がこゝで反省されている。反省されている結果、教育基本法ができ、新しい時代が生れて来ている。これについてもつと明確にならなければ、あなたのいわゆる教育方針、道徳の高揚、こういうことを言われても、それはどうも私にはつきり納得が行かない。この点ひとつもう少しはつきりしてもらいたいと思ふ。

○大連國務大臣 私は先ほど申し上げましたように、一つの時代、一つの社会においてどうであるべきだといふその徳目というものは、その次の時代、次の社会においては、事情の変遷に伴つて、民族の良識によつて取捨せられる筋合いのものであると、芝居の例まで引いてお話を申し上げたのであります。その基本的精神は、なか／＼、そ

う一朝一夕に――何と申しますか、その社会生活の環境と要求に応じて平和な幸福な社会が成り立つようにするための必要な徳目というふうな申し上げてもいいのじやないかと思ふのであります。それは従つてその社会生活の様相の変遷に伴つて、具体的な問題としては置きかえられるものであると思ふが、その精神というものはそうかわるものでないと思ふ、こういうことを申し上げたのであります。

そこでまた勸語の問題であります。私は勸語という字をかりに離れて、勸語の中に入つてゐる内容は、申し上げました通り、日本民族の伝統としてふみ来た道徳精神をその時代に即応するような徳目をもつて示されたものだと思ふのであります。従つて御指摘の通り、あそこに掲げられてあるその徳目自体は、今日いまでも絶体に尊重しなければならぬ、その形において尊重しなければならぬと思つておらぬのであります。しかしながらその底に流れている民族の伝統的な道徳精神というものは、これは維持せられなければならぬ。教育勸語の眼目として「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」というこれが眼目だと教へていただきましたが、これもただわが民族が愛し、民族を愛する意味で、「一旦緩急アレハ」の「緩急」というのはそのとき的情勢でありましようが、とにかく民族

愛、国家愛という精神が私はうたわれ
ておるのだらうと思う。明治の時代は、
わが国がいよいよ立憲君主制という政
体であり、そういう国家社会の情勢で
ありましたから、さういふ表現が用い
られ、さういふ意味において、その徳
目が掲げられておる。しかしその根本
を流れるものは、国土を愛し、民族を
愛する精神がうたわれておるのだと思
います。

○辻委員長 前田君にもつと御了解
を得たいと思いますが、実は竹尾委
員から、文部行政に關連しまして、運
輸省官廳部に緊急質問をいたしたいと
いう申出がかねてございました。ただ
いま運輸大臣と国鉄副總裁が来ており
ますので、時間の關係上その方を先に
いたしたいと思ひます。あなたの方は
また後刻継続してやることに御了解を
得たいと思ひます。竹尾式君。

○竹尾委員 委員長及び皆様の御了解
を得まして、私は国鉄副總裁、運輸大
臣並びに文部大臣に對しまして、これ
は文部行政の一環になることござい
ますので、お尋ねいたします。

去る五月二十四日に修学旅行の団体
で旅行したときに、途中でウイスキー
のびんを投げつけられて傷をした、こ
ういふ事件が起りました。それが犯罪
心理学と申しましうか、何かさうい
うような学説の傳播とでも申ししまし
うか、さういふ事件が傳播をいたしま
して、その後二、三類似の事件が起つ
た。これはわれ／＼といたしまして相
当考えなければならぬ問題であります
ので、これからお尋ねを申し上げたい
と思ひます。

が来られましたので、まあどちらでも
いいと思つておりますけれども、ひと
つ天坊副總裁からまずお答えを願ひた
いと思ひます。

五月二十四日の午後八時ごろに東京
駅を發して京都に向う列車、これは臨
時列車であつたさうですが、これで干
葉県のミツシヨン・スクールの聖書学
園という高等学校の學生が七十六名、
それに引率教官の三名がついて旅行し
た。さういたしますと、大井と大森
の間で上りの列車からウイスキーのび
んを投げつけられて、その高等学校の
三年生である高石繁君というものが、そ
のウイスキーのびんの破片が左の目に
當つて左眼が負傷した。これはお医者
さんの説明によると、左の目が視力を
失うと、反射的に右の目の視力を失う
さうであります。さういふ事件であり
ます。それから引率の教官はすぐにそ
の事故を知りまして、車掌にその話を
したところから、この列車は十七兩結
であつたさうですが、第三兩目と八兩
目がかががかつて鎖錠されておつ
た、さういふことでございまして、ま
ずそこからお尋ねいたします。この列
車は団体集約列車と申ししましうか、
いわゆる集約列車の三三一列車であつ
たさうでありますけれども、三兩目と
八兩目にかががかつておつたという
ことについてまずお尋ねします。どう
いう理由でかがをかけてあつたのか、
それをお尋ねいたします。

○天坊副委員長 ただいま竹尾委員から
御質問がございました一つの傷害事
件、被害者の方には非常にお気の毒な
事件を起しておりました、私も申訳
なく思つておるのであります。そのい
きさつ等につきましては、繰返して申

し上げるのもどうかと思ひますが、今
お聞きの問題だけについて申し上げま
すが、御承知の通り、学校の修学旅行
の申込みが非常にたくさんございまし
て、私もといたしまして、これを一
一お受けして、便宜にそれ／＼臨時列
車等を出してお申出通りのかつこうで
輸送をいたすということが、ただいま
の客車の事情、機関車の事情、いろ／＼
な輸送力不足の点から、お申込み通り
受けられない、さういふ事情がござい
まして、便宜に集約列車と申ししまし
か、さういふ臨時列車を、区間をきめま
して動かしまして、東京でお申込みの団
体、あるいは静岡でお申込みの団体、
あるいは横浜、さういふような各地の
団体の修学旅行の方々を便宜にそこか
ら乗つていただくというふうな式で、
お申込みにできるだけ応じられるよう
なかつこうで動かしておるわけであり
ます。たゞ／＼當時その途中でかがを
かけておりましたというものは、その次
の駅で乗つていただく団体のために
車両の一兩なり、二兩なりを空けてお
くためにかがをかけて一二つの種類
の違つた団体が混雑して、あとから申
し込んだ方々の席がなくなるというよ
うなことを防ぐためにかがをかけてお
つたというのが実情でございます。

○竹尾委員 その点は了解をいたしま
す。おそらく小口団体の扱いのために、
かがをかけておかなかつたら、ほかの
子供さんが先に入つてしまつたら、ほか
のことを防ぐために鎖錠しておつた、
さういふことだと思ひますが、その点
は了解いたしました。

今副總裁のおつしやつたお言葉の中
で、修学旅行の申込みが非常に多い。
多いから一々この要求にも応じかねる
点もあるのだ、集約臨を出すのだ、こ
ういふことでございましてたけれども、
具体的に申し上げます、この聖書学
園の教官が旅行の申込みをしたときに
は、できるだけ――これは鉄道もある
意味ではもうかるのであります。損を
してはやりはしない、もうかるのだか
ら、できるだけサービスをよくいたし
まして、座席の方も三人がけもさせな
いし、その他きゆうくつな思ひをさせ
ない、できるだけ愉快にひとつ旅行を
やつていただくようにとはからいま
す、さう申されたさうです。ところが
その中に入りますと、これは文字通り
ぎゆうくつ詰めにされて、三人がけを
した上に、むしろ持つて行かなかつ
たでしうから、床の上にきゆうくつ
な思ひをして旅行した、さういふこと
です。でありますから、あなたのおつ
しやられることとさういふんそこに食
い違いがあると思ひますが、この点は
どうでございましょうか。

○天坊副委員長 私ども、ただいま御指
摘になりましたように、旅客収入をあ
げるために、団体を広く募集するとい
うようなことも、輸送力の繁閑に應じ
て、ひまなときは、できるだけ、さ
ういふ旅行もしていただくというよ
うに、勧誘いたしておることも事実
であります。しかしながら、ただいま
は、全体的に言ひまして、やはり輸送
力が詰まつており、不足が多いもので
すから、積極的に大きく勧誘いたして
おるということも、さう強い意味では
ないのであります。しかしただ学校の
修学旅行というものは、これは私も
も記憶がございしますが、在学中に一回
の非常に思い出になる旅行でありまし
て、できるだけこれは御要望にこたえ

たいというふうな考へております。た
だ私も、これは積極的に勧誘する
んだ、あるいはさうしないのだと、こ
う申しまして、現場で一々さういふ
ことをかかんして、この使ひわけを
まくやるといふことは、いろ／＼むず
かしい問題もございします。従つて旅行
を受付けますれば、できるだけ座席も
ゆとりがとれるように、これはさうい
ふふうにするべきであらうと思ひのであ
ります。ただ学校まで参りまして、ぜ
ひやつてくださいといふかつこうで申
しておるかどうか、あるいはまた、ど
うしてもこの汽車ではお申込みに応じ
られないといふようなときにも、込ん
でもいから乗せてほしいといふよう
なこともございします。で、實際問題と
しては相當きゆうくつな目にあわし
て、愉快な旅行が愉快でなくなるとい
うようなこともあり得るかと思ひま
す。ただいまの輸送の情勢から申しま
す、ひとつある程度までその点はお
許し願ひたいといわざるを得ないと思
ひます。

○竹尾委員 お許しを願ひたいとおつ
しやいましたから、これはやむを得ま
せんから、この点は追究いたしません。
そこで三兩と八兩は、さうして鎖錠さ
れておつた。さういふ場合には、その
三兩目あるいは八兩目に、客扱いの車
掌がとにかくついていけるべきものであ
ると考えられる。さうしてまたこの団
体旅行を申し込んだときに、列車關係
の方では、さういふ申ししましうとおつ
しやられた。ところが旅客課の方では、
實際さうしておらなかつた。これはま
あいずれにいたしまして、もつと追
究するなら追究しますけれども……。
そこで問題は、この十七兩というの

大体今優等列車は十六両くらいについているのがあるでしょうが、十七両というのは、これはちよつと質問がそれますが、重量関係で十七両つけてもよかつたのですか。

○天坊説明員　そうです。

○竹尾委員　そこで当然列車には客扱いの車掌と運転の車掌と二人は乗っていないけれども、この列車の中に、客扱いの車掌が乗つておらなかつた。この乗つておらなかつたという事実はすつかり調べて私どもは知っているのです、その点はお認めになりますか。

○天坊説明員　ただいま列車を動かします際に、機関助手のほかに車掌を乗せておりますが、車掌の仕事は運転に關係する運転車掌というものと、客扱いをいたします旅客車掌というものと分けておりますが、どの汽車でも運転車掌というものは必ず乗せなければならぬ。しかしながら客扱いの車掌というものは、場合によつて乗せる場合もあり、乗せない場合もあるわけなのであります。乗せない場合は結局運転車掌が旅客車掌の仕事をするという建前で、これは一方で私どもでもできるだけ人間の整理をしたいというようなこととにらみ合せまして、場合によつては運転車掌に客扱い車掌の仕事をしておるといふことになつておりますので、たま／＼今問題になりました汽車には、お話の通り運転車掌がおりまして、これが客扱い車掌の仕事をするということになつておつたのでございませう。

○竹尾委員　そこが非常に問題なんです、私はそこをもう一層突きたいのです。大体臨時列車というのは、臨時に

出す以上は、そこに何らかの意味があつて出されるのですから、これに對しても普通列車以上の扱いをしなければならぬと思ふ。またそういう交渉の場合には、十分愉快に心地よく旅行できるようにいたしますといふことを言明しておる。そういうときにあたつて、しかも普通であれば、これは客扱いと運転車掌と二人は必ずいなければならぬものであつて、それを故意にこういう混雑する列車に一人しか車掌を置かなかつたといふことは、私は当局の非常な怠慢であると思ふのであります、そこをお認めになりますか。

○天坊説明員　私もどなたもいたしまして、できるだけ運転車掌と客扱いを別別に乗せたい気持はあるのでございまして、何分人員の關係等もございまして、特に五月という時期は修學旅行その他お客さんの往來のはげしい時期であり、臨時列車等も平常月に比べましてほとんど一割近くもふえるという時期で、そのときに結局問題になりますのは、先ほど申しましたように車の問題もございまして、同時に車掌というものが臨時に乘るための予備員が相当苦しくなつて参るというやうなことで、私もできるだけのやうなサービスはいたしたいのであります、場合によつてはやはりそれをいたしかねる場合もあり得るのであります、その点御了承願ひたいと思ひます。

○竹尾委員　あり得るというところはわかるのですが、こういう場合には特に車掌の増員までもして、局長の命令一つで客扱いの車掌が一人でも二人でも、場合によつては三人でもできないことではない。そういう手配をしなかつたという点に私は非常に責任があると思ふ。これは従業員とか何とかいうのではございせん、これは国鉄の首脳部の責任だと私は思ふのです。その後横濱において引率の教官が車掌に頼んだところが、それは後部の車掌に言つてくれ。行つたところが汽車が出てしまつた。大船に行つたら時間がなくてまた出られない。それで今度は小田原で医者を呼んでくださいといふことを言つておいたけれども医者も何もおらなかつた。そして病院にかけつけるのに自動車もなければ何もなし。十二分ばかりのところを徒歩で医者のところに行つた、そして治療が非常に遅れてしまつて失明の憂目を見た、こういうやうな実情なのであります。そこでそういうことをされるのは今の車掌の問題にも関連いたしますが、当然必要なところにそういう設備をしないといふことについては、これは従業員や職員の仕事ではなく、その上に立つ首脳部の責任であると思ふので、その点はどうですかと私はお尋ね申したい。責任であるのかないのか……。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○天坊説明員　いろいろの場合に車掌に連絡するやうな用事が起るといふことはよくわかるのであります、そしてまた運転車掌もうしろにじつとしておるといふのが建前ばかりではございませぬ、特に客扱いというやうなことを兼ねてやる場合には相当中を通り抜けて、いくらか長い列車でありまして、客扱いの仕事と一緒に兼ねてやつておるといふ意味で動いてもらふ。これは汽車が長くなりまして、客扱いが乗つておりました、ときにやつては車掌を呼ぼうと思つてもなかなか出会わなかつたこともよくあるのであります。

○竹尾委員 これは話が少し飛躍するのですけれども、慰籍の問題が起りましたから申し上げますが、この事件につきましても、私が質問するということとがどこかに漏れたのかどうか知りませんが、せめて被害者にお見舞いするは差上げたらどうかということをお願いいたします。ところがそれには一顧だもいたさず、今日に至りまして、きょう私が質問するということがかつたせい、十日前に急遽金何千円かの見舞金を持つて被害者のところに行かれたという事です。これはうわさで私は真接まだ聞いておりませんけれども、そういうことをされた、これも私ははなはだしからぬと思う。最初に見舞に行つたらどうかという示唆を与えられたらどうかという事には一回もそういうことをしないで、つい最近になつてあつて見舞に行つたということとを私は聞いておる。今副総裁から慰籍とか、見舞とかいうこととおつしやいましてけれども、そういう前提になるべきものは、国鉄にそういう責任があるのだということをお認めになつたからだと私は思いますが、その点はどうでございませうか。

○天坊説明員 国鉄で、御承知の通り踏切りその他のところである、事件が起ることは事実でありまして、その場合に私もいたしまして、やはりいろいろそういう個々の例なり振合なりを考へまして、これは全然知らないものではないにいたしておるわけにいろいろお見舞い上げたり、慰籍を申し上げたりしているのは事実であります。ただいまの具体的な例につき

まして、私も実は調べてみてわかつたのでありますが、被害の事実がありましてから少し遅れ過ぎてではあります、東京の管理局長が見舞に行かれたという事は事実でございます。

○竹尾委員 私は法律のことは専門家でありませんからあまりわかりませんが、民法上の不法行為による賠償責任というものは私は起らぬと思ひます。しかしこれは過失がないとも言われないので、もし過失でなかつたとしても、無過失の責任論というものは法律上当然成立するのである、その点について、今副総裁もよつとつかおしやべりになつたかどうか知りませんが、賠償も十分されるというやうなことでございませうから、これは人間の情味によつてそういうことをされると思ひます、見舞は別として、その賠償の御意はあつたのでございませうか。

○天坊説明員 おかけをなすつたり、あるいはそういう事故のために死亡されるというやうな場合に、決してこれは金銭的に換算してそれで済むというものではないのであります。ことに今のお話のように法律問題にしてどうするといふやうなことはなくて、やはいろいろ振合ひを見ましてのお見舞等で円満に話合ひをつけたいと思ひます。

○竹尾委員 どうも金のことばかり申し上げるのに非常にきたなくなりまして、この間見舞金は金数千円であつた。私のお尋ねしたいのは、これは見舞金じゃなく、無過失による責任の賠償の問題がここについて来るだろうと思ひけれども、その点はどうであるかといふことを聞くのであります。その点はどうでございませうか。

○天坊説明員 ただいまの問題で当然の無過失賠償の責任があるかどうかというお尋ねでございませうが、その点には私ももう少し研究いたしたいと思ひます。

○竹尾委員 研究するといふことは、場合によつては出されないといふことになりませうか。

○天坊説明員 その点は十分お話し合ひ等もいたして、法律論はともかく、具体的に円満な解決をいたしたいと思ひます。

○竹尾委員 これは副総裁としてではなく、人間として、とにかくあなたもお子さんをお持ちになつてゐるだろうと思ひますけれども、その子供の目が両眼消失してしまつた。聞くところによると、この被害者は一人むすこだそうでありませう。そういうものが目を消失してしまつたら、これはもうたいへんな問題で、これは人間として何とかしなければならぬという側面の情が起るのには当然でございまして、副総裁は当局の最高責任者の一人として善処してくださいませうか。

○天坊説明員 十分善処いたしたいと思ひます。しかもこうした例がまた起るといふやうなことの無いように、しかも一番こういう問題のものと問題といたしまして、車内におきましてどうしたあきびんを窓の外に捨てたといふやうな車内の交通道徳と申しますか、そういうものについてもより多く関心を一般的にもお持ちいただいて、両々相まつてそういう事故がないようにいたしたいと思ひます。

○竹尾委員 私は天坊副総裁には個人的にもぜひお願ひにも参りますし、知つておる中であつて、きょうはあまり副総裁に出てもらいたくなかつた。総裁に出てもらいたかつたのでありますが、この具体的な列車事故はこれくらいにいたしまして、これに関連して、私は機会があればお尋ねしたいと思つておつたことでありますので何と申します。これはひいては運輸行政にも関係するし、こういう事件を起すことにもなれば、文部行政のみならず、国政全般に関係することですから、運輸大臣にお尋ね申し上げたいと思ひます。

ただいまの国鉄の機構は、御承知のやうに日本国有鉄道法と運輸省設置法によりまして国有鉄道の仕事は法定されてゐる。そういうやうになつてゐる。そこで運輸省の方は、鉄道監督する立場にありながら、陸運の国有鉄道を監督するのは鉄道監督局という局一つである。局長それから国有鉄道部長、こういう人たちはあなたよりは大学や何かは後輩であつて、あなたの言うことを聞かなければならぬ立場にあつて監督するから監督できるやうなものであるけれども、非常に機構が弱い。運輸省は、今船舶、港湾、海運等々の通信省がやつておつたやうなことをしておつて、そうして一番日本の交通の根幹の一つをなす陸運に対してほとんど発言権を持つておらない。パスの問題一つとつてごらんない。鉄道監督局は国有鉄道を監督する機関だ。それでありながら鉄道監督局なんてほとんど公共組合の形でもらつてゐるやうな形です。パス一つだつて国有鉄道として出しておらない。これはただ一つの例示であります、こういうことをし

ておるのです。そして国有鉄道の監督機関は何かといへば、総理大臣直屬の国鉄監理委員会というのがある。ところがこの委員長は銀行屋さんか何かで四人の委員があるが、ほとんど国有鉄道に対しては監督ができませんといふことである。こういうことではどうも私は承服できない。国有鉄道だけはオールマイティであつて運輸省もなければ国鉄監督委員会も何もない、こういうやうな実情であると私は思ひます。そこでこういうやうな行政は私はかえつて行かなければならぬと思ひますが、この点につきまして運輸大臣の御意見をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○石井国務大臣 国鉄法によりまして、運輸省は国鉄を監督するといふことが明らかに書いてあります。監督をする責任を持つております。しかし御承知のやうに予算その他の数字に関する問題になりますと、大蔵省が第一の監督者になつております。そしてまた一方から申しますと、これは数年前に公共企業体にしたときの精神からいたしまして、なるべく国鉄は国鉄の立場においてその仕事を運行して行つて、運輸省の監督はできるだけ少くして行く方がよく運輸省でできるのではないかと、こういう心持でその規定がこしらえてあると思ひます。同時に重役陣のやうな形で今おつしやつたやうな監督委員会があるわけでありませう。そういうことで、まだ今の状態では、独立企業体の運営としては少し政府の監督が多過ぎる、政府の干渉が多過ぎるというやうなことがよく言われるのであります。その中間を縫ひながらだんだんとつばな運営の形がでるやう

うにと私も思っているわけでありま
す。その意味からいたしまして、運輸
省の監督についてその力が弱いとい
うのも事実であります。それをあまり
強くすることはどうかであるかと思
います。ただいまのように、今の状態
で何か問題が起きますれば、必ず報告
もされ、私もそれについて意見も述
べるというようなことをやっております
。しかし大体の小さい日常の業務そ
の他それに関連する普通の仕事は、ほ
んど独自の立場でやっていたらだ
い、そういうような状態でありま
す。

○竹尾委員 運輸大臣の御答弁により
ますと、国鉄に対する監督が非常に弱
いのだ、しかしこれから大いに企業体
としての態勢を整えたい、こういうよ
うな御答弁でございました。しかし国
鉄でいろいろ問題の起るその原因と
いうものはやはり運輸省の監督が脆弱
であり、微弱であり監督が行き届かな
い、こういう点にもあるうかと私は思
うのです。その意味で大臣は今のこ
うい機構で御満足をされているのかど
うか一つ伺います。またその機構を改
革する御意思がございましょうか。

○石井國務大臣 国鉄法の一部の改正
を今度出しておりますが、大体にお
きまして私どもの考えは、ただいま申
し上げましたように、国鉄に対する運
輸省の監督を強化することはたゞいま
考えておりませんで、今の公共企業体
としての運営をもつとよくやつてもら
えるような方向に進めたい、こういう
ふうに思っております。それでもし
いろいろやつてみていけないときは、
皆さん方の御意見またいろいろ御討議
によつてかわる問題もあると思いま

すが、ただいまのところはそういうふ
うに考えております。

○竹尾委員 文部大臣は参議院の予算
委員会においてになるので、これは締
めくりで一言申し上げたいと思つて
います。修学旅行は各都道府県の教育委
員会である、通牒を出しているよう
ですが、文部省にいたしていても指
導、助言をしなければならぬので、ど
うも修学旅行の期間が少し長過ぎやせ
ぬかと思つて、中学は三泊四日、高等学
校は四泊五日になつております。修学
で学を修めるのだから、これは旅行で
物見遊山をしなから勉強することもけ
つこうでしようか、どうもその点にい
ろいろの意見もあるようです。修学旅
行に対する何か特別のお考えというよ
うなものがあると思つてお聞きいた
すけれども……

○大澤國務大臣 今お尋ねの通りに、
これは府県の教育委員会がやつてお
りまして、実は御質問があるということ
で先ほど聞いたのであります。文部
省としては戦後非常に交通が困難のと
きに大体二泊三日という標準で各府県
の教育委員会の方に助言と申しま
す。か、そういう意味で指導しておるの
ですが、その後多少交通関係も緩和して
来たような関係で、その助言の線を強
く推進しておるという事実は実はない
のであります。お言葉の点もありま
すし、ことに修学旅行についてはい
ろいろ世間でその他にも問題があると思
いますから、この点は実情に合った修
学旅行の目的を達成するということ見
地、またあまりいろいろ問題が起
らないように検討して参りたい、助言を

したいと思つております。

○竹尾委員 時間がないようです
から、私は文部大臣にはこれでやめま
す。

運輸大臣にさらに一問申し上げま
して、これで終りにいたしますが、た
だいまの運輸大臣のお言葉では、このま
までとにかく国鉄がよりよくなるよう
にひとつ仕向けて行きたいというよう
な御答弁だと思つて、そこで国鉄を
監督する国鉄監理委員会の機構を何と
かもつと具体的、積極的なものにしな
くてはならぬと思つて、大臣の
御所見と、これは監督される方から
天坊副總裁がどうかと思つて、国鉄の
御意見はどうでしょうか。

○天坊副總裁 監督の問題を私の方
から申し上げるのはどうかと思つてあ
ります。今の御質問の中にもいろいろ
監督の内容についてお聞きいたして
ければならぬのではないかと、どう
に思ふのでございまして、私どもの方
から経理のあるいは予算的ないろいろ
機宜に應じた処置をやらなければなら
ぬという問題につきましては、だんだ
んと便宜のおとりはからい願するよ
うになつておりますが、まだ運輸省な
り大蔵省なり両省にいろいろお願いし
て、御助力をいただかなければならぬ
という形になつております。そういう
意味では簡素化をしていただきたいと
いう面もございまして、そのほか法律に
定められた範囲内での監督は十分受け
ておるわけですが、ただ私も
の業務の中でこれも監督するとい
うか、かつこうにいたしますのは、こ
れは同じような機構が同じような大
きさでいるという問題もありまし

ようし、私鉄、地方鉄道というよう
なものもたくさんございまして、それ
らに比べてある程度私どもの方は監督
がゆるい点もありますが、これは結局で
きるだけ臨機の便宜の措置がとれるよ
うにということでありまして、そのと
つた措置がいつも必ずしも満足される
ようなかつこうで動いていないとい
う点でいろいろおしかりを受けるわけ
であります。私どもの方から申しま
す、できるだけ早く、そうして臨機
の措置がとれるという点を主眼にし
て、ただ私どもの方は国民の鉄道と
いうことで非常に大きなものであり
まして、これを野放図にするといこと
はとうてい許されぬ話でございま
して、その必要な点だけを押えて監督
していただくことができればと思つて
おります。

○石井國務大臣 国鉄の監理委員会
は、今の規定では非常に不明確な点も
ありますので、今度の国鉄法の改正の
中にこれを取上げて、電報公社と
同じようにこういう点は解決するとい
う点をはつきりさせて、今起草して
おるわけでありまして。

○竹尾委員 これは運輸委員会ではあ
りませんが、この程度にいたしてお
きますが、列車の先ほどのいろいろの
問題については、ぜひひとつ国鉄当局
におかれてぜひよく善意の御処置を
つていただくと希望いたしますし
て、私の質問を終ります。どうも長
いこと失礼いたしました。

を片つ端から受けておられるのか、そ
の点をひとつ……

○津田説明員 ただいまの御質問で
ございますが、先ほど副總裁からも申
上げましたように、この四、五月とい
う四月、あるいは秋の十月、五月とい
つたような月には一般の旅客も非常に
多いのでございまして、ことに団体旅
客が非常に輻輳いたします。大体この三月
で一年間の団体旅客——国鉄で一年間
の団体旅客が三千三百万くらいあるの
でございまして、この三月くらいの間
にその約八割を消化するというような
状況で、さらに輻輳を加えていとい
うようなこととございまして、そこで何
とかこういつたいわゆるいいシーズン
以外のときにも旅行をしていただい
て、いわゆる鉄道の輸送力を有効に活
用していただくというふうな意味にお
きまして、団体旅客運賃においてもこ
ういつた一般の旅客と輻輳しないよう
な季節、シーズン・オフのときには、
特に団体の割引率を多くしておるとい
うようなことはからいましてお
ります。

それから修学旅行等に関しまして
は、先ほど副總裁からも申し上げまし
たように、本来ならば昔は発願から着
駅まで一本の列車でお申込み通りの汽
車を動かすことができたのであります
が、今日におきましては、客車事情
等が非常に逼迫いたしております
で、われわれ部内では集約と称して
おりますが、たとえは一番修学旅行
の多い東京、大阪間、あるいは京都、奈良間
というふうなところに集約を動か
かしてあります。今御質問の野放図に
受けておるといふことはないのでござ
いまして、毎シーズンの始まります前

に、各鉄道局のもとに出されておりますところの輸送の要請を、それ／＼局の連中を本庁へ集めまして聞き、そして何日の集約臨にどこ／＼の学校はどこどこと一緒に込みで乗つていただくというような輸送の調整をいたしておるのであります。ただそういたしましたも、ときたまお申込み通りの列車にお乗りにならずに、別の列車にお乗りになるというような関係もありますし、あるいは予定以外の団体が乗つて来るといふような関係で、実情といたしましては、ときに非常に集約臨が込み過ぎる、またときによつては案外すいていゝといふようなこともあるのでございます。

現在の実情といましては、そういったように鉄道局に参ります輸送の要請を本庁が鉄道局を集めまして、輸送の調整をいたしておるといふのが実情でございます。

○辻委員長 田中君、簡単にお願ひします。

○田中(久)委員 大体わかりましたが、農繁期にはやはり農村は非常に旅行に出したりすることは困るのです。と申しますと、時期の非常にいいときだけ農村の子供が行くように見えますが、都会地の学校の子供さんはできれば十日か二週間、少しずらすとほど楽になるのじやないかと思ひます。六月になるとびつたりやむようでありますが、学業の関係もありますが、定期的に少し寒くて十一月になるとか、あるいは少し暑くて六月中旬までくらいならば旅行に必ずしも無理とは思ひませんので、そういう御配慮をなるべく願つたらどうかと思ひますので、御参考までに……。

○辻委員長 前田君の質疑は次会に継続してお許しすることにいたしました。今日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後一時三分散会